平成２３年（フ）第３１９号
和歌山市狐島632番地
債務者　山本より子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７５号
和歌山市西小二里２丁目４番69号　折田マンション603
債務者　城野　和也
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
和歌山県紀の川市藤崎317番地10　ハイツサンスイ103号
債務者　竹内　宏紀
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
和歌山県海南市阪井911番地10
債務者　鳥　　磯雄
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
和歌山市船場町11番地の２　ベルハウス壱番館501
債務者　井邊　文雄
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３号
和歌山市太田113番地の２　第２川端マンション305号
債務者　保田　尚徳
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
和歌山市太田113番地の２　第２川端マンション305号
債務者　保田千恵子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2988番地
債務者　冨田　益弘
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
和歌山市園部193番地　セジュールＫ101号
債務者　伊藤　政之
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５１号
和歌山市木ノ本868番地の７
債務者　田村　尚生
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
和歌山県岩出市西野160番地の１　207号
債務者　本田　勝彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
和歌山県岩出市西野160番地の１　207号
債務者　本田　良子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５４号
和歌山市加太142番地
債務者　竹谷　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
和歌山市大谷845番地の64
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７１２号
神奈川県平塚市出縄185番地の３　真壁ハイツ１―101、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市中原２丁目15番12号
破産者　ＨＫ株式会社
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６４９号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田130―８
破産者　玉田　美花（旧姓権）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４６５号
東京都あきる野市平沢西１―１―１―101、住民票上の住所東京都青梅市藤橋２丁目83―22
破産者　神戸　　誠
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０３７号
東京都西東京市西原町５丁目５―24―103
破産者　瓶子　幸治
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部